

auでんきサービスのご利用に当たって

- 電気事業法第2条の13に基づき、auでんき(特別高圧、高圧)TypeE(EPM・KDDI)(以下、『auでんき』)の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、電子メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

1. サービスの定義

- 『auでんき』とは、KDDI株式会社(以下、「当社」という)および株式会社エナリス・パワー・マーケティング(以下、「EPM」という)が提供する電気サービスです。当社およびEPMが定める「auでんき(特別高圧、高圧)TypeE需給約款(EPM・KDDI)(以下、「auでんき需給約款」という)にもとづき提供する電気の供給に関するサービスと、当社が提供する電気通信サービス等をお客さまが申込みの場合に、別添の申込書に記載された料金で、提供を受けることができるサービスをいいます。当社は、EPMの代理人として、同社の提供する電気の供給に関するサービスを販売します。

2. ご契約に関するご注意

- 小売電気事業者は、以下のとおりです。
株式会社エナリス・パワー・マーケティング
(住所)東京都千代田区神田駿河台2-5-1 御茶ノ水ファーストビル (登録番号)A0153
(電話番号)03-5284-7590 (メールアドレス) info@eneres-pm.co.jp
(対応可能時間帯) 9:30~17:30(土・日・祝日、年末年始休日、夏季休日を除く)
- あらかじめ「auでんき需給約款」を承認の上、当社所定の申込書をKDDIに提出することにより、お申込みをしていただきます。
- auでんき料金そのほかの債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してもなお、お支払いがない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払状況等の情報をEPMがほかの小売電気事業者へ通知することがあります。
- 『auでんき』のご契約は、当社およびEPMが「『auでんき』需給開始のご案内」を発行することでお申込みに関して承諾した日と料金の適用開始日のいずれか早い日に成立いたします。
- 現在、お客さまがEPM以外的小売電気事業者とご契約中の場合は、現在ご利用中の小売電気事業者に対し、廃止のお手続きが必要となる場合があります。
- 『auでんき』のお申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら元の小売電気事業者へ新規ご契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、当社の需給開始日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金等については、当社にお支払いいただきます。
- 『auでんき』のお申込み前に、現在の小売電気事業者のご契約を廃止することにもなう不利益事項を十分ご確認ください。例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
- ① 違約金の発生(複数年契約等の場合)
 - ② ポイント等の失効
 - ③ 継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ④ 過去の電力使用量に関する照会不可
 - ⑤ 現小売電気事業者による検針票の提供終了
- また、現在ご契約の小売電気事業者が提供する付帯サービス等がご利用いただけない場合がございます。
- 需給開始日(料金適用開始日)は、当社およびEPMが定める契約手続きに要する期間後の最初の検針日となります。なお、具体的な需給開始日は、別途郵送される「『auでんき』需給開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。

2.ご契約に関するご注意

- 契約電力は下記方法によって算出されるものとします。
- (イ)契約電力が500kW未満の場合
電力使用月の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。また、契約電力の最低値は1とします。
- (ロ)契約電力が500kW以上の場合
お客さまからいただいた需給契約の申込内容にもとづいて、お客さまとKDDIおよびエナリスとの協議によって定めさせていただきます。当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDIおよびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。
- ご契約期間は、契約が成立した日から需給開始日以降の1年目の日(注1)までといたします。なお、契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社およびEPMから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、お客さままたは当社から需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は期間満了により終了します。なお、同一条件で契約を更新する場合、契約期間を除く部分につき当社は重要事項説明および書面の交付を省略します。
- 需給開始日から1年未満(注2)の期間内に需給契約を廃止できないものといたします。ただし、お客さまは、KDDIに対し以下の算定式により算出される廃止違約金をお支払いいただくことにより、需給開始日から1年未満の場合でも需給契約を廃止することができるものといたします。なお、以下の算定式において、契約期間の残余月数はauでんき需給約款に定める算式により日割計算をいたします。
- 【算定式の表示】**
- [廃止申込日の前月の契約電力 × 1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数] +
[需給開始日から廃止申込日の前の検針日の前日までの1日当たりの平均使用電力量 × 従量料金単価(需給契約に定める金額のうち、最も高い料金単価) × 契約期間の残余日数]

(注1) 需給契約開始時の契約期間が2年以上の場合は、その契約期間満了日とする。

(注2) 需給契約開始時の契約期間が2年以上の場合は、その契約期間内は廃止できないものといたします。

3. ご利用料金に関するご注意

- 電気料金は、所轄の一般送配電事業者が検針した使用電力量にもとづき、当社が別途定める料金単価にて計算いたします。
- 料金の算定期間中に電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合は、日割計算をいたします。
- 計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社およびEPMとの協議によって定めます。
- 『auでんき』のお申し込みに伴う手続きおよび計量器取替工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。ただし、需要家が別途費用を負担しなければならないことがあります。また、当社『auでんき』への電気の切り替えに伴い停電が生じる可能性があります。

4. 請求に関するご注意

- 『auでんき』料金のご請求は、ご利用月の翌月となります。
- 『auでんき』料金は、窓口払い・口座振替等の方法でお支払いいただけます。
- 当社は、お客さまが電気を不正に使用し電気料金のお支払いを免れた場合、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまにお支払いいただきます。
- 電気料金のお支払期日を過ぎてもなお、お支払いがない場合には、お支払期日の翌日からお支払いの日の前日までの間のKDDIが定める期間の日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。
- お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。

5. 工事等に関するご注意

- 計量器の取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は所轄の一般送配電事業者にて行います。その際、事前に所轄の一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。
- EPMまたは所轄の一般送配電事業者は、検針や電気工作物の検査・保安等の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- お客さまは次のいずれかに該当する場合には、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
 - ① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

6. 電気の供給停止について

- お客さまが次のいずれかに該当し、EPMがその旨を警告してもあらためない場合には、EPMは電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - ①お客さまの責となる理由により保安上の危険がある場合
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④そのほか、当社が定める「auでんき需給約款」の内容に反した場合

7. 当社およびEPMからの需給契約の解約等について

- 当社は、お客さまが電気料金の全部または一部を、お支払期日を経過してなお、お支払いがない場合、需給契約を解約することがあります。
- お客さまが需給契約の廃止の通知をせず、その需給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に、『auでんき』の需給契約は消滅するものといたします。
- 『auでんき』ご契約期間中の料金その他債権債務は、需給契約の終了によって消滅いたしません。

8. お客さまからの需給契約の廃止について

- お客さまの都合により『auでんき』の需給契約を廃止される場合、あらかじめ廃止希望日を定めて、その3ヶ月前までに廃止申込書を用いて、お客さまから当社に申込みをしていただきます。
- お客さまが『auでんき』の需要場所からの移転にともない需給契約を廃止される場合、廃止希望日の3ヶ月前までに廃止申込書を用いて、お客さまから当社に申込みをしていただきます。

9. その他

- 『auでんき』の料金やサービスを変更する場合は、あらかじめお客さまへお知らせいたします。

9. その他

- 『auでんき』の料金やサービスを変更する場合は、あらかじめお客さまへお知らせいたします。当社およびEPMは、『auでんき』、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます)は、書面の交付(郵送)に代え、メール等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能といたします。また、『auでんき』、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とされない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社およびEPMが当該一般送配電事業者から賠償の責任を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。
- 当社およびEPMの責とならない理由によって、お客さまが受けた損害については、当社およびEPMは賠償の責を負いません。
- auでんき契約者に係る情報の利用について
当社が適法かつ公正な手段により取得した個人情報、KDDIが公表するプライバシーポリシーにしたがって適正に取り扱うものとします。
<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

9. その他

□ 以下に記載の事項のほか、所轄の一般送配電事業者が定める託送供給等約款をEPMが遵守するために必要な事項について、お客さまが遵守することを事前にご承諾いただきます。

(1)電気設備に関する技術基準、法令等の遵守

お客さまは電気設備を使用するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等を遵守するものいたします。

(2)力率の保持

お客さまの需要場所の負荷の力率は原則として85パーセント以上に保持しなければならないものいたします。

(3)供給準備その他必要な手続きのための協力

お客さまは電気の供給の実施にともない、所轄の一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力するものいたします。

(4)一般送配電事業者からの連絡

工事等に関して所轄の一般送配電事業者からお客さまへ直接連絡する場合があります。

(5)一般送配電事業者による立ち入りへの協力

所轄の一般送配電事業者またはその関係者は使用電力量の確認所轄の一般送配電事業者の設備等の設計、施工、改修または検査等の業務を実施するために、お客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り所轄の一般送配電事業者またはその関係者が立入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(6)保護装置の設置等の対策

お客さまが他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または所轄の一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまは自己の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客様の費用負担で所轄の一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

(7)保安等に対する協力

お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に故障や異状等を確認した場合は、すみやかにその旨を所轄の一般送配電事業者に通知するものいたします。また、お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が所轄の当該一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を所轄の当該一般送配電事業者に通知するものいたします。この場合において、保安上特に必要があるときには、お客さまは所轄の当該一般送配電事業者の求めに応じて内容の変更をしなければならないことがあります。

(8)調査に対する協力

所轄の当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気設備が技術基準に適合しているかどうか調査することがあります。

(9)一般送配電事業者による供給停止、使用制限または中止

保安上の危険のため緊急を要する場合やお客さまが故意に所轄の当該一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、所轄の当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合等においては所轄の当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止、使用制限または中止される場合があります。電気の供給を停止、使用制限または中止されたことにもなってお客さまが受けた損害について、所轄の当該一般送配電事業者ならびに当社およびEPMは賠償の責を負いません。

(10)工事費等の負担

お客さまの電気設備の増設やお客さまの都合にもとづく事情等により、所轄の当該一般送配電事業者が設備の工事を行い、これにともなう工事費等の費用負担をEPMが所轄の当該一般送配電事業者から求められた場合には、お客さまがその費用を負担するものいたします。

(11)損害賠償の免責

当社またはEPMならびに所轄の当該一般送配電事業者が故意または過失がある場合を除き、当社またはEPMならびに所轄の当該一般送配電事業者は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。

auでんき料金の計算方法

『auでんき』料金は以下の方法で計算されます。

①基本料金

$$\begin{aligned} & \text{契約電力} \\ & \times \\ & \text{基本料金単価} \\ & \times \\ & (185 - \text{力率} \times 100) \div 100 \end{aligned}$$

+

②電力量料金

$$\begin{aligned} & \text{使用電力量} \\ & \times \\ & \text{電力量料金単価} \end{aligned}$$

±

③燃料費調整額 (注3)

$$\begin{aligned} & \text{使用電力量} \\ & \times \\ & \text{燃料費調整単価} \end{aligned}$$

+

④再生可能エネルギー 発電促進賦課金 (注4)

$$\begin{aligned} & \text{使用電力量} \\ & \times \\ & \text{再生可能エネルギー} \\ & \text{発電促進賦課金単価} \end{aligned}$$

(注3) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求致します。

(注4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になるすべてのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求致します。
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

◆お問い合わせ

法人お客さまセンター『auでんき』法人専用デスク

携帯電話/一般電話から 0077-7081(無料)

0120-923-808(無料)

(受付時間: 平日 9:00~18:00 土・日・祝・年末年始を除く)

◆停電・故障のお問い合わせ

地域の電力会社にお問い合わせください。

- ・表記の金額は、特に記載がない場合、すべて税抜価格です。別途消費税等相当額がかかります。
- ・上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める「auでんき需給約款」によります。
当社ウェブサイト (<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>) をご確認ください。
- ・「auでんき需給約款」を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更内容をお知らせします。
お客さまの異議の申し出がないとき、料金そのほかの供給条件は、変更後の「auでんき需給約款」によります。